

社会福祉法人征峯会 役員等報酬規程

社会福祉法人征峯会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会（以下「当法人」という）定款第9条及び23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下これらを「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員等については、報酬を別表1のとおり支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を別表2のとおり支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

筑西市内	3,000円
その他	5,000円

- (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

筑西市内	3,000円
その他	5,000円

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表3の定めによるものとし、職員給与に加えて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等に参加した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その就任した日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、

常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 月 額
理事長	300,000円
業務執行理事	200,000円
理事	100,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

役 職 名	日 額
評議員会・理事会・監事監査会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

別表3 (職員給与を支給している役員に対する役員等報酬)

役 職 名	報 酬 月 額
理事長	200,000円
業務執行理事	100,000円
理事	50,000円